

(仮称) 中野区産業振興センターの整備方針について

新しい中野をつくる10か年計画(第2次)及び中野区産業振興ビジョンを踏まえ、以下のとおり、中野区勤労福祉会館の機能を拡充し、(仮称)中野区産業振興センターを整備する。

I (仮称) 産業振興センターの目的等

1 目的

経営支援及び就労支援等を通じた区内産業の振興を図る。

2 施設

大会議室、会議室(1・2・3)、和室、創作室、調理室、相談室、情報交換・交流スペース、展示・商談スペース、喫茶飲食スペース、体育室、小体育室、多目的ホール、談話室、保育室

3 事業

(1) 経営支援に関すること

- 《例》 ① 経営者の経営力の向上支援
② 資金調達等の支援
③ 各種経営相談
④ 産業振興に資する情報の収集提供
⑤ 人材の確保・育成の支援
⑥ 勤労者の福利厚生・健康増進の支援 (等)

(2) 就労支援に関すること

- 《例》 ① 就労支援
② 職業能力開発の支援 (等)

(3) その他

Ⅱ (仮称) 産業振興センターの管理運営方法等

1 管理運営方法

民間活力の活用により、効果的かつ効率的な事業の実施や施設の活用、維持管理を図るため、指定管理者が管理運営する方法とする。

2 指定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日(3年間)

3 選定方法

「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」等に基づき選定する。

4 公募期間(予定)

平成25年3月から6月まで

5 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の使用・維持管理に関する業務
- (2) (仮称) 産業振興センターの目的達成に必要な事業
- (3) 自主事業

Ⅲ 今後の予定

- | | | |
|--------|----|--|
| □平成25年 | 3月 | (仮称) 中野区産業振興センター条例の提案
公募要領の決定
公募開始 |
| | 9月 | 指定管理候補者の決定 |
| □平成26年 | 4月 | (仮称) 中野区産業振興センター開設 |